

令和3年度全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

11月9日（火）から11月15日（月）までの7日間全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるものです。

これから気温が低く、空気が乾燥する時季を迎えるため、暖房器具の使用など火災要因は少なくありません。火気を使用する場合は、完全に火が消えるまで目を離さないなど十分注意しましょう。

この運動を契機に各家庭で火気を使用する設備（プロパンガス、石油ストーブ等）や電気器具などの点検整備を実施してください。また、家の周囲にゴミや古新聞など燃えやすい物を放置していないか確認してください。

火災予防について、皆さん一人ひとりの一層のご注意をいただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

● 住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置のついた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



● 放火火災に注意しましょう

放火及び放火の疑いによる火災は、全国の出火原因のトップを占めています。放火火災を未然に防止するには、次のような環境づくりをしましょう。

- ・屋外にダンボール、古材など燃えやすい物を置いたままにしない。
- ・家の周りは外灯などで出来るだけ明るくしておく。
- ・隣近所に一声かけて火災予防の協力を求める。

● 住宅用火災警報器を設置されていますか？点検はされていますか？

住宅火災による死者のうち、就寝中の火災による「逃げ遅れ」が原因で犠牲者が発生するケースが多いことから、住宅火災による犠牲者をなくし人命と財産を守るため、就寝に使用する部屋に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

なお、住宅用火災警報器は、設置後も維持管理が重要です。「いざ」というときに、正常に作動するか、定期的に点検ボタンを押す、または点検ひもを引いて、音が鳴るかを確認しましょう。

また、住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは、次のフリーダイヤル、または消防本部予防課まで。

☎0120-565-911 住宅用火災警報器相談室

☎0738-22-4899 御坊市消防本部予防課